

## 1 事業名

所沢市税条例の一部改正

## 2 事業の概要

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

## 【改正概要】

- (1) 個人市民税等における減免手続に係る所要の改正
- (2) 固定資産税等における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る特例割合の制定
- (3) 固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る所要の改正
- (4) 固定資産税における土地の価格の特例に係る適用期間の変更

## 3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・所沢市税条例の一部改正の主な概要

## 議案第63号 所沢市税条例の一部を改正する条例

## (寄附金税額控除)

第27条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)・(2) 略

(3) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものに対するもの

ア・イ 略

2 略

## (市民税の減免)

第34条 略

2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただ

## (寄附金税額控除)

第27条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)・(2) 略

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものに対するもの

ア・イ 略

2 略

## (市民税の減免)

第34条 略

2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

し、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第42条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければなら

(1)～(3) 略

3 第1項の規定によつて、市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第42条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させて

ない。

(1)～(6) 略

(固定資産税の減免)

第57条 略

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) 略

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第111条の3 略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

い。

(1)～(6) 略

(固定資産税の減免)

第57条 略

2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

3 第1項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第111条の3 略

2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の3 略

2～13 略

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

15～23 略

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

25～28 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の4 略

2 略

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4～15 略

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の

に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の3 略

2～13 略

14～22 略

23～26 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の4 略

2 略

3～14 略

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の

価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であつて、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

所沢市税条例の一部改正の主な概要

税目・改正項目		改正の内容																		
個人市民税等	(1) 個人市民税等における減免手続に係る所要の改正 (市税条例第34条、第57条、第111条の3)	<p>○ 個人市民税、固定資産税等における減免手続について、災害等により減免する必要があることが明らかな場合は、申請書の提出がなくても、職権による減免を可能とするもの。</p> <p style="text-align: right;">◆ 公布日から施行</p>																		
	(2) 固定資産税等における地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に係る特例割合の制定 (市税条例附則第10条の3)	<p>○ 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の対象となる以下の項目について、法が示す標準的な割合を参酌して、対象資産の課税標準に係る特例割合を定めるもの。</p> <p>【適用対象】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>対象期間</th> <th>特例割合</th> <th>適用期間</th> <th>税目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生可能エネルギー発電設備のうち、出力10,000キロワット以上20,000キロワット未満の一般木質・農作物残さ区分に該当するバイオマス発電設備</td> <td>令和6年4月1日から令和8年3月31日までの取得分</td> <td>7分の6</td> <td>3年間</td> <td>固定資産税</td> </tr> <tr> <td>都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備した施設等</td> <td>令和6年4月1日から令和8年3月31日までの整備分</td> <td>2分の1</td> <td>5年間</td> <td>固定資産税 都市計画税</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">◆ 公布日から施行</p>					対象資産	対象期間	特例割合	適用期間	税目	再生可能エネルギー発電設備のうち、出力10,000キロワット以上20,000キロワット未満の一般木質・農作物残さ区分に該当するバイオマス発電設備	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの取得分	7分の6	3年間	固定資産税	都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備した施設等	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの整備分	2分の1	5年間
対象資産	対象期間	特例割合	適用期間	税目																
再生可能エネルギー発電設備のうち、出力10,000キロワット以上20,000キロワット未満の一般木質・農作物残さ区分に該当するバイオマス発電設備	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの取得分	7分の6	3年間	固定資産税																
都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備した施設等	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの整備分	2分の1	5年間	固定資産税 都市計画税																
固定資産税・都市計画税	(3) 固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る所要の改正 (市税条例附則第10条の4)	<p>○ 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められる場合は、当該認定長期優良住宅の区分所有者から申告書の提出がなくても、当該減額措置の適用を受けることを可能とするもの。</p> <p style="text-align: right;">◆ 公布日から施行</p>																		
	(4) 固定資産税における土地の価格の特例に係る適用期間の変更 (市税条例附則第11条の2)	<p>○ 土地の価格の特例措置について、適用期間を変更するもの。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>改正概要</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地の評価額の下落修正措置の適用期間</td> <td>令和4年度 又は 令和5年度</td> <td>令和7年度 又は 令和8年度</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">◆ 公布日から施行</p>					改正概要	改正前	改正後	土地の評価額の下落修正措置の適用期間	令和4年度 又は 令和5年度	令和7年度 又は 令和8年度								
改正概要	改正前	改正後																		
土地の評価額の下落修正措置の適用期間	令和4年度 又は 令和5年度	令和7年度 又は 令和8年度																		